

紹介手数料の返戻金制度について

株式会社マン・プロデュース

許可番号 37-ユ-300132

当社の紹介により求人者が採用した求職者が、自己都合による退職又は明らかな本人の責めによる解雇に至った場合、当社がその期間に応じ、以下の割合で手数料を返還する制度です。返還期間は採用決定者（求職者）の退職日より30日以内に返還とする。

- ・入社後1カ月以内に退職：紹介手数料の50%
- ・入社後3カ月以内に退職：紹介手数料の20%

なお、求人者の事由に起因する退職もしくは求人者の都合による解雇の場合等、上記事由以外では手数料の返還はいたしません。

また、返戻金制度は人材紹介に関する基本契約書により別の定めをする場合があります。

以 上